

## 東北運輸局 オープンカウンター方式実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、東北運輸局がオープンカウンター方式により物品の調達、役務の提供、その他契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、物品調達等に係る見積合わせにおいて、見積書を徴する相手方を選定することなく、参加希望者からの見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

### (対象)

第3条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までに規定するもののうちで、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

### (参加資格)

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (3) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」、「物品の製造」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（当局の競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。
- (6) 東北運輸局管内（東北）に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること。

### (案件の公開)

第5条 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、東北運輸局ホームページに掲載するほか、仙台第4合同庁舎総務部会計課掲示板で閲覧に供する。

2 公開する事項は、案件名、見積提出期限、見積合わせ日、その他必要な事項とする。

### (見積書の提出)

第6条 見積書は、書面にて各案件の提出期限までに会計課へ持参又は郵送（提出期限日までの必着）又は電子メール（押印省略時に限る）により提出する。

2 見積書の様式は任意とし、次に掲げる事項を全て記載のうえ、提出しなければならない。

- (1) 宛名
- (2) 所在地
- (3) 法人の場合は商号、個人事業主の場合は名称
- (4) 代表者職氏名
- (5) 案件名
- (6) 見積金額（消費税及び地方消費税を含む）及びその内訳
- (7) 見積書を作成した日付

3 一度提出した見積書の差替え、変更及び取消しは認めない。

4 見積書の提出に際し、納入等を行う物品を仕様書等で指定された規格と異なる内容で提出する場合は、同等以上の物品で、かつ事前に担当者の了解を受けること。ただし、別途仕様書等で指定する場合には、異なる規格の物品の提案は認めないこととする。

#### （見積書の無効）

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 見積に参加する資格を有しない者が提出した見積書
- (2) 記名を欠く見積書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記がない見積書）
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭である見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人に見積りで金額の異なる二通以上の見積り
- (7) 提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書
- (8) 仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書

#### （契約の相手方の決定）

第8条 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当局に最も有利になる者を契約の相手方として決定する。ただし、同価格の見積もりを行った者が複数いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定する。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知するが、参加できない場合は当局の契約事務に関係のない職員が、代わってくじを引くこととする。

#### （結果の通知）

第9条 結果の通知は、原則、契約の相手方のみとし、公表はしない。

#### （見積合わせの不調）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名による再度見積合わせを行うものとする。

- (1) オープンカウンター方式に付したが、参加希望者がいなかった場合
- (2) 予定価格の制限の範囲内の見積書を提出した者がいなかった場合

(その他)

第11条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行わないこと。

2 本実施要領に基づき見積書を提出した者は、本実施要領、仕様書、契約書ないし請書の作成案及び契約相手方の決定方法について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

3 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。

4 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

6 都合により見積合わせを取り止めることがある。

7 契約保証金については、これを免除する。

8 契約の相手方として決定した者が正当な理由無く、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### 附 則

この要領は、平成30年1月12日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。